

多摩ニュータウン事業用地G-70 定期借地予定者等審査委員会（第2回）
議事要旨

1 **開催日時** 平成30年12月26日（水曜日）午後1時から4時まで

2 **開催場所** 都庁第二本庁舎 31階特別会議室 23

3 **出席者** 吉川徹委員長、三村優美子委員、渡辺達朗委員、木下徳明委員

4 **審査結果**

資格審査結果報告、予備調査結果報告及び事業用定期借地権設定の相手方事業者へのヒアリングを踏まえ、審査が行われた。審査結果は以下のとおりである。

審査に付された、「物流施設部分の事業用定期借地権設定の相手方事業者」及び「商業施設部分の事業用定期借地権設定の相手方事業者」は、日本商業開発株による事業用定期借地権設定の相手方として適格である。

5 **審査委員から出された主な意見**

【物流施設部分の事業用定期借地権設定の相手方事業者と、商業施設部分の事業用定期借地権設定の相手方事業者に、共通する内容】

- ・ 両事業者とも、資力・信用など事業の経営面及び同規模の施設の運営実績など建築・運営面ともに、特段懸念すべき点はなく、事業用定期借地権設定の相手方として適格である。
- ・ ただし、人口密度が高い地域であるので、雇用は確保しやすいが、反面、往来する人も多いため、事業を進める上では、交通面での安全性確保に十分に留意してもらいたい。

【物流施設部分の事業用定期借地権設定の相手方事業者に関する内容】

- ・ 災害や事故の発生時には、各テナント企業の自主的な取組に加え、物流施設全体の運営者としても適切な対応を、遺漏なく講じてもらいたい。

【商業施設部分の事業用定期借地権設定の相手方事業者に関する内容】

- ・ 近隣住民は、自動車でなく、自転車や徒歩により施設に来訪することがほとんどであるため、これらの来訪者に関しても、安全面の確保に、しっかり努めてもらいたい。

6 **その他**

本審査委員会の審査結果及び議事要旨については、都市整備局ホームページにて公表することを、確認した。